

第 4 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成 26 年 3 月 27 日

定 例 会



## 平成26年第4回越谷市教育委員会会議録

招集年月日 平成26年3月27日  
 招集の場所 教育委員会室  
 開閉会日時 開会3月27日 午前10時00分  
 閉会3月27日 午前11時05分

### 出席委員

委員 長	住 田 俊	委員 長 職務代理者	櫻 田 玲 子
委 員	堀 川 智 子	委 員	進 藤 秀 子
委 員 (教育長)	吉 田 茂		
欠席委員	な し		

### 説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	横 川 清	学校教育部長	会 田 研 司
教育総務部 参事兼 教育総務課長	鈴 木 宏 孝	学校教育部 副参事兼 学務課長	野 口 久 男
教育総務部 副参事兼 図書館長	小 林 彰 博	学校管理課長	中 山 佳 孝
スポーツ振興 課 長	植 田 春 夫	指 導 課 長	五十畑 勝 己
市民活動 支援課主幹 兼大相模 公民館長	細 矢 邦 男	給 食 課 長	川 村 明
生涯学習課 主 幹	山 梨 一 弘	指導課主幹兼 教育センター 所 長	大 西 久 雄
科学技術体験 センター所長	小 林 中 子	学校管理課 主 幹	田 上 利 弘
		指 導 課 主 幹	中 台 正 弘

### 職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 主 幹	渋 谷 博 之
----------------	---------

	議 事	て ん 末	
議	教育長報告		
	・教育長専決について	秘 密 会	
	議 案		
	・第 6号議案 平成26年度越谷市教育行政重点施策の決定について	原案可決	
	・第 7号議案 越谷市市史専門委員設置規則の一部を改正する規則制定について	原案可決	
	・第 8号議案 越谷市教育委員会事務局職員の人事について	秘 密 会	
	・第 9号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	秘 密 会	
	・第10号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	秘 密 会	
	・第11号議案 越谷市スポーツ推進委員の委嘱について	原案可決	
	・第12号議案 越谷市教育委員会事務局職員の越谷市への出向について	秘 密 会	
	事		
協議事項			
・越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅設置及び管理条例の概要について			
・越谷市保存民家設置及び管理条例の一部を改正する条例の概要について			
状		その他	
		・平成26年3月定例市議会について	
		・平成25年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について	
		・越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱の一部を改正する告示について	
況			

---

◎開会の宣告

**住田委員長** これより3月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

初めに、教育長報告の教育長専決第3号並びに第8号議案、第9号議案、第10号議案及び第12号議案については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

**住田委員長** ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前10時00分)

---

◎第6号議案 平成26年度越谷市教育行政重点施策の決定について

**住田委員長** それでは、続きまして、第6号議案 平成26年度越谷市教育行政重点施策の決定についてを議題といたします。

教育長のご説明を求めます。

**吉田教育長** 教育総務部長。

**横川教育総務部長** それでは、第6号議案についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の5ページをご覧をいただきたいと思います。

第6号議案 平成26年度越谷市教育行政重点施策の決定について。

平成26年度越谷市教育行政重点施策を別冊のとおり決定するものとする。

平成26年3月27日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市教育振興基本計画に基づき、教育施策の着実な推進を図るべく、当該年度に重点的に取り組む施策を定めるため、提案するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の別冊2の「平成26年度越谷市教育行政重点施策について」という資料をご覧をいただきたいと思います。

平成26年度版の教育行政重点施策の作成に際しましては、前回の2月の定例教育委員会会議において、記載の内容等についてご協議をいただいたところでございます。その後、担当課所において再度確認・調整を行い、お手元に配付をさせていただきましたとおり、教育行政重点施策の最終案として取りまとめをさせていただきました。私から、前回からの変更点についてご説明をさせていただいた後にご審議をいただきたいと思います。と存じます。

前回からの変更点でございますが、こちらの資料の38ページをご覧をいただきたいと思います。

38ページの「指標一覧」をご覧ください。この中で、右から2列目にございます「平成25年度末現況見込」でございます、前回は1月時点における見込み数値を記載をしておりましたが、今回は既に本年度の事業が完了したものについては確定をした数値に、年度末まで事業が続くものについては、現段階で想定される見込み数値に修正をさせていただいております。

また、少し戻っていただきまして35ページをご覧をいただきたいと思ひます。「教育行政重点施策の位置付け」、こちらをご覧ください。こちらの表の下段の左側にございます、「D：越谷市教育行政重点施策」の重点事業の数をご覧いただきたいと思ひます。前回の会議では、全体で「59の重点事業」というふうになっておりましたが、今回「60の重点事業」に修正をさせていただいております。これは、こちらの資料の16ページにございます、「重点的な取り組み14」の重点事業「ネットを介在したいじめ等の未然防止に係る事業の充実」、こちらと「重点的な取り組み16」の重点事業「教職員用いじめ対応マニュアルの改訂」とを重複事業としてカウントをしておりましたが、「いじめ対応マニュアルの改訂」は、「ネットを介在したいじめ等の未然防止に係る事業の充実」を達成するための具体的な方法として内包されているということから、厳密には同等の重点事業とは言えないため、別個の重点事業として整備をさせていただいたものでございます。

このことから、学校教育分野の「基本目標1」の重点事業数が36から37に増え、それに伴い、全体の重点事業数が59から60に増加をしたものでございます。この他に、本編中の文章表現や句読点の修正、事業に関連した写真の変更などを行わせていただきましたが、記載内容にかかわる大きな修正はございません。

前回からの変更点につきましては、以上でございます。

なお、今後のスケジュールにつきましては、本会において議決をいただきましたら、印刷・製本をし、平成26年4月10日木曜日の小中学校長会におきまして、重点施策説明会を開催をさせていただきます。その後、4月中に市内の教育機関等へ配付し、周知を図ってまいります。

以上をもちまして、平成26年度越谷市教育行政重点施策の決定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**住田委員長** これより本案に対しまして質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

**住田委員長** これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

**住田委員長** ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

---

◎第7号議案 越谷市市史専門委員設置規則の一部を改正する規則制定について

**住田委員長** 次に、第7号議案 越谷市市史専門委員設置規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

教育長のご説明を求めます。

**吉田教育長** 生涯学習課主幹。

**山梨生涯学習課主幹** それでは、引き続き7ページをお開きいただきたいと思います。

第7号議案 越谷市市史専門委員設置規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市市史専門委員設置規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成26年3月27日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、市史専門委員の定数を増員するに当たり、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

具体的な改正内容でございますが、次の9ページ、また、関連といたしまして別冊資料1、「越谷市市史専門委員設置規則新旧対照表」をあわせてご覧いただきたいと思います。

規則第3条の定数を現行の「2人」から「5人以内」に改めるものでございます。市史専門委員につきましては、現行の越谷市市史専門委員設置規則第3条の規定により、現在、2名の市史専門委員が、図書館において市史史料の整理、保存等の職務に従事しております。一方、生涯学習課では、市内文化財の保存と活用、普及に取り組んでいるところでございますが、平成26年度より規則第3条の定数を改正し、市史専門委員をさらに1名委嘱し、生涯学習課に配置したいと考えております。また、今後も段階的に増員することを見込み、現行の定数を「2人」から「5人以内」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この規則は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**住田委員長** 本案に対しまして質疑、あるいは討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

進藤委員。

**進藤委員** この専門委員、今後も段階的に増員のことを残して5人というふうに決められるようですが、具体的に何らかの計画ってあるのでしょうか。

**吉田教育長** 生涯学習主幹。

**山梨生涯学習課主幹** 生涯学習課文化財係につきましては、市民の皆様から郷土の歴史について、ごく一般的な歴史や風習について、また古文書などに関する専門的なことについて、さまざまなお問い合わせをいただいているところでございます。その中で、各専門の学識者を段階的に配置することで市民の皆様のお問い合わせに対し迅速な対応も図れ、市民サービスの向上にもつながるものと考えております。今後につきましては、大間野町旧中村家住宅、また（仮称）旧東方村中村家住宅における民具等資料の整理、展示、保管などを効率、効果的かつ充実した展示を行う

ため、さらに将来的ではございますが、郷土資料の展示や保管等を兼ね備えた総合的な文化財センターなどの構想も考えておりますので、将来的に5名ということで配置を考えているところでございます。

**進藤委員** ありがとうございます。

**住田委員長** 他にどなたか。

[発言する者なし]

**住田委員長** それでは、これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

**住田委員長** ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

---

◎第11号議案 越谷市スポーツ推進委員の委嘱について

**住田委員長** 次に、第11号議案 越谷市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

教育長のご説明を求めます。

**吉田教育長** スポーツ振興課長。

**植田スポーツ振興課長** それでは、恐れ入りますが、会議要項の21ページをお開きください。

第11号議案 越谷市スポーツ推進委員の委嘱について。

越谷市スポーツ推進委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

平成26年3月27日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市スポーツ推進委員が、平成26年3月31日をもって任期満了となることから、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

恐れ入りますが、23ページをお開きください。委員候補者の一覧でございます。越谷市スポーツ推進委員の委嘱につきましては、越谷市スポーツ推進委員設置条例に基づき教育委員会が委嘱するものでございます。

選出区分の1号委員につきましては、スポーツ・レクリエーション団体の関係者、2号委員は、地域のスポーツ・レクリエーション関係者、3号委員は、スポーツ・レクリエーションの実技指導者または実技指導経験者となっております。

委員候補者一覧は、選出区分、氏名、専門種目、性別、任期となっておりますが、そのうちの選出区分、氏名、性別のみを読み上げさせていただき、専門種目、任期につきましては、ご参照賜りたいと存じます。なお、敬称は略させていただきます。

まず、1号委員の9名でございます。

池ノ谷一郎、男性。山本幸子、女性。河辺和男、男性。鈴木美禰子、女性。黒田登、男性。岩本宏江、女性。若典子、女性。栗原まゆみ、女性。平田建太郎、男性。

次に、2号委員、7名でございます。

鈴木章、男性。会田良光、男性。中澤富夫、男性。上野敏子、女性。影山勇夫、男性。田中賢一、男性。松島勲、男性。

次に、3号委員の14名でございます。

村井玉枝、女性。平澤民子、女性。福島淳子、女性。松竹克昌、男性。綾部操、女性。三田博、男性。関口美恵子、女性。西垣清子、女性。服部牧子、女性。中野利恵、女性。己ノ瀬弘司、男性。山口さゆり、女性。渡邊美里、女性。花里恭平、男性。

以上30名を、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年任期で委嘱をするものでございます。

なお、候補者26名が再任で4名が新任となっております。

委員候補者の構成でございますが、男性が14名、女性が16名。女性の比率は約53.3%でございます。種目別につきましては、バレーボール、卓球、バドミントン、健康体操、剣道、テニス、野球、サッカー、陸上競技など25種目となっております。

以上で、越谷市スポーツ推進委員の委嘱についてのご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしく願いをいたします。

**住田委員長** これより本案に対しまして質疑、討論を行います。

ご質問、またはご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

**住田委員長** それでは、これより第11号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

**住田委員長** ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅設置及び管理条例の概要について

**住田委員長** それでは、続きまして協議事項に入ります。

越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅設置及び管理条例の概要について、教育長のご説明を求めます。

**吉田教育長** 生涯学習課主幹。

**山梨生涯学習課主幹** それでは、引き続き25ページをお開きいただきたいと存じます。市指定有形文化財旧東方村中村家住宅につきましては、平成24年度、25年度の2カ年度におきまして、復元整備を行ってまいりましたが、この度、工事が無事に完了し、今後、施設内における資料展示等整備を行い、平成26年10月1日から開館することを予定しているところでございます。

そこで、開館にあたりましては、本施設を越谷市保存民家大間野町旧中村家住宅と同様に、地

方自治法第244条の規定に基づき、管理してまいりたいことから、施設の設置及び管理に関する条例を制定する必要があり、今後、条例の原案を作成するにあたりまして、その概要につきまして、ご協議いただくものでございます。

それでは、条例概要の内容につきまして、読まさせていただきます。

#### 第1条（設置）

市の指定文化財である旧東方村中村家住宅を保存し、かつその活用を図り、もって郷土の歴史及び文化に対する市民の理解と関心を高めるため、越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅を設置します。

#### 第2条（名称及び位置）

名称は、越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅とし、位置は、越谷都市計画事業越谷レイクタウン特定土地区画整理事業200街区2画地とすることを規定します。

なお、こちらの位置につきましては、現在、仮換地の状態でございます。平成26年秋頃には、正式な番地となる予定でございます。

#### 第3条（管理）

旧東方村中村家住宅は、越谷市教育委員会が管理することを規定します。

#### 第4条（業務）

旧東方村中村家住宅は、一般公開するとともに、設置目的を達成するため、展示、体験学習その他の必要な業務を行うことを規定します。

#### 第5条（開館時間）

旧東方村中村家住宅の開館時間は、午前9時から午後5時までとすることを規定します。また、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができるものと規定します。

#### 第6条（入館時間）

旧東方村中村家住宅の入館時間は、午前9時から午後4時30分までとすることを規定します。また、教育委員会が必要と認めるときは、入館時間を変更することができるものと規定します。

#### 第7条（休館日）

旧東方村中村家住宅は、毎週水曜日、ただし、この日が国民の祝日に関する法律に定める休日にあたるときは、その翌日と年末年始にあたる12月29日から1月3日までの日を休館日とすることを規定します。また、教育委員会が必要と認めるときは休館日を変更し、臨時に休館日を定めることができるものと規定します。

#### 第8条（入館料等）

旧東方村中村家住宅の入館料を、1人1回につき100円とし、小学生及び中学生については50円、小学校就学前の者については無料とすることを規定します。また、別に定める規則により、入館料を免除することができるものと規定します。

#### 第9条（入館料の還付）

入館料は、還付しないことを規定します。また、市長が特別な理由があると認めるときは、別に定める規則により、入館料を還付することができることを規定します。

#### 第10条（入館の禁止）

教育委員会は、動物（身体障害者救助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬を除く）を連れてくる者、保護者等の同行しない小学校未就学前の者、建物又は展示品を毀損し、又は汚損するおそれのある物品等を携行する者、他の入館者に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある物品等を携行する者、その他管理上支障があると認める者を、旧東方村中村家住宅への入館を禁止することができることを規定します。

#### 第11条（行為の制限等）

旧東方村中村家住宅におきましては、許可を受けないで火気を使用する行為、喫煙をする行為、建物又は展示品を毀損し、又は汚損する行為、指定された場所以外で飲食する行為、騒音を発する行為、秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれのある行為、他の入館者に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある行為、その他管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならないと規定いたします。また、教育委員会は、これらのいずれかに該当する行為を行う者に対し、退館を命ずることができることを規定します。

#### 第12条（損害賠償義務）

旧東方村中村家住宅に入館する者は、建物及び展示品を破損、滅失したときは、教育委員会の定める損害額を賠償しなければならないと規定します。また、入館者の責めに帰することができないと認めるときは、この限りでないことを規定します。

#### 第13条（委任）

この条例に定めるもののほか旧東方村中村家住宅の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることを規定します。

附則で、この条例の施行日につきましては、開館の10月1日を予定しているところでございます。

なお、本概要の内容につきましては、平成26年2月12日に開催されました、平成25年度第5回越谷市文化財調査委員会におきまして、ご了承いただきましたので、ご報告を申し上げます。

また、本条例制定に関する今後のスケジュールでございますが、供用開始、開館を平成26年10月1日に予定しておりますことから、平成26年6月定例会市議会に条例の議案を上程させていただき予定でございます。本日ご協議いただいた後、ご意見を踏まえながら、条例の原案を作成してまいりたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

**住田委員長** これより協議に入ります。

ご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

**住田委員長** 第8条について、お尋ねしますが、いわゆる成人は100円、小学校及び中学生は50円、あるいは未就学児は無料というようなことが書いてありますが、高齢者をどのように扱うのかちょっと気になりましたが、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

**吉田教育長** 生涯学習課主幹。

**山梨生涯学習課主幹** 基本的に高齢者につきましては、通常の100円という料金ということでございますが、高齢者につきましては、お体が不自由で、身体障害者手帳等がある場合につきましては、減免等が適用になるということがございます。

**住田委員長** 65歳以上は無料ということではないのですね。でもそういう場合には、適用になるということですか。

**山梨生涯学習課主幹** はい。

**住田委員長** ほかにどなたかありますか。

〔発言する者なし〕

**住田委員長** ほかになければ、いただいたご意見を踏まえて進めていただきたいと思います。

---

◎越谷市保存民家設置及び管理条例の一部を改正する条例の概要について

**住田委員長** 次に、越谷市保存民家設置及び管理条例の一部を改正する条例の概要について、教育長のご説明を求めます。

**吉田教育長** 生涯学習課主幹。

**山梨生涯学習課主幹** それでは、引き続き27ページをお開きいただきたいと存じます。越谷市保存民家設置及び管理条例につきましては、大間野町旧中村家住宅に適用している条例でございます。

大間野町旧中村家住宅につきましては、平成16年11月に開館し、本年で10年目を迎えますが、先ほど、ご説明申し上げました、旧東方村中村家住宅の設置及び管理条例の制定に伴い、今後、施設をより適正に管理していくため、現行の条例を見直し、改正いたしたく、改正する条例の概要につきましてご協議いただくものでございます。

概要の内容でございますが、市指定有形文化財旧東方村中村家住宅の条例概要と同等でございますが、条例を改正する部分のみご説明させていただきます。

恐れ入りますが、29ページの別紙1、現行の「越谷市保存民家設置及び管理条例」及び、31ページ別紙2、「越谷市保存民家設置及び管理条例施行規則」もあわせてご覧いただきたいと存じます。

それでは、改正する部分のみご説明させていただきます。

第1条「設置」から第4条「業務」までにつきましては、改正はございません。

## 第5条（開館時間）

第5条につきましては、現行では、開館時間を午前9時から午後4時30分となっておりますが、改正では、午後5時までとすることを規定します。

## 第6条（入館時間）

第6条につきましては、追加する条文でございます。現行では、開館時間と入館時間を明確に分けてございませんが、改正では、第5条と第6条で開館時間と入館時間を分けさせていただき、入館時間は、午前9時から午後4時30分までとすることを規定いたします。

第7条（休館日）から第9条（入館料）の還付までの規定につきましては、改正はございませんが、第6条の条文を追加する関係で、条項立ての数字のみ変更となります。

次の第10条（入館の禁止）及び第11条（行為の制限等）につきましては、現行条例の第9条（行為の制限）と施行規則第5条（遵守事項）を整理して、改正あるいは追加する条文でございます。

## 第10条（入館の禁止）

教育委員会は、動物（身体障害者救助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬を除く）を連れてくる者、保護者等の同行しない小学校就学前の者、建物又は展示品を毀損し、又は汚損するおそれのある物品等を携行する者、他の入館者に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある物品等を携行する者、その他管理上支障があると認める者を、保存民家への入館を禁止することができるものと規定します。

## 第11条（行為の制限等）

保存民家においては、許可を受けないで火気を使用する行為、喫煙をする行為、建物又は展示品を毀損し、又は汚損する行為、指定された場所以外で飲食する行為、騒音を発する行為、秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれのある行為、他の入館者に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある行為、その他管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならないと規定します。また、教育委員会は、これらのいずれかに該当する行為を行う者に対し、退館を命ずることができるものと規定します。

第12条（損害賠償義務）につきまして、現行では第10条でございますが、内容に変更はございません。

## 第13条（委任）

こちらの条文につきましては、現行では第11条に規定しておりますが、内容を整理いたしまして、この条例に定めるもののほか保存民家の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることを規定します。

附則、こちらの資料では、申しわけございません。空白となっておりますが、この条例の施行につきましては、10月1日施行とさせていただきます。

なお、改正概要の内容につきましても、平成26年2月12日に開催されました平成25年度第5回

越谷市文化財調査委員会におきまして、ご了承いただいているところでございます。

また、条例改正に関する今後のスケジュールでございますが、先ほどの越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅設置及び管理条例とあわせ、平成26年6月定例市議会に条例改正に関する議案を上程させていただく予定でございます。本日も協議いただいた後、ご意見を踏まえながら条例の改正原案を作成してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。ご協議のほどをよろしくお願いたします。

**住田委員長** これより協議に入ります。

ご意見等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

**住田委員長** なければ、このように進めていただきたいかと思います。

---

#### ◎その他

**住田委員長** それでは、続きまして、その他の報告事項に入ります。

平成26年3月定例市議会について、教育長のご説明を求めます。

**吉田教育長** 学校教育部長。

**会田学校教育部長** それでは、3月定例市議会の概要につきましてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の33ページ及び34ページをご覧いただきたいと存じます。まず、会期日程でございますが、2月24日から3月18日までの23日間にわたりまして3月定例市議会が開催されたところでございます。

続きまして、35ページをご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、平成25年度越谷市一般会計補正予算（第6号）について及び平成26年度越谷市一般会計予算についての2件が上程され、それぞれ原案のとおり可決されたところでございます。

次に、教育委員会関係の代表質問でございますが、会期日程にありますように、2月27日、28日及び3月3日の3日間にわたりまして市政に対する代表質問がございました。教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の35ページのとおり、4人の議員からそれぞれの立場でご質問がございました。

また、平成26年度当初予算に関する議案につきましては、委員10名から成る予算特別委員会が設置され、3月4日から7日及び10日の5日間にわたり審査が行われ、可決されたところでございます。なお、予算特別委員会における質問事項等は、会議要項の36ページから37ページのとおりでございます。

教育費にかかわる平成25年度補正予算についても、3月11日に開かれました教育・環境経済常任委員会において可決されたところでございます。

質問内容等につきましては、大変恐縮でございますが、会議要項をご参照いただき、ご了承賜

りたいと存じます。

報告は以上でございます。

**住田委員長** ただいまの事務局のご説明に対しましてご質問、またはご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

**住田委員長** ないようですので、続きまして、平成25年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について、教育長のご説明を求めます。

**吉田教育長** 学務課長。

**野口学務課長** それでは、恐れ入りますが、会議要項の38ページをお開きください。

平成25年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況についてご説明申し上げます。

平成25年度に休職処分となった人数ですが、小学校7名、中学校5名、合計12名でございます。この中には平成25年4月1日以前から引き続き休職処分となった者4名が含まれております。

なお、精神疾患による休職者ですが、小学校3名、中学校4名、合計7名で、全体の58.6%を占めておりますが、精神疾患7名は、昨年より2名減少しております。年代別に見ますと、30代がやや多い傾向です。7名の男女比は、男1名、女6名で、女性が多くなっております。また、病名ですが、精神疾患ではうつ病、適応障害、ストレス障害等、一般疾病ではがんや腫瘍等というようになっております。

以上でございます。

**住田委員長** ただいまの事務局のご説明に対しまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

櫻田委員。

**櫻田委員** 小学校、中学校の教職員の総数を教えてくださいませんか。

**吉田教育長** 学務課長。

**野口学務課長** 平成25年5月1日現在で、小学校が852名、中学校が508名、合計1,360名になってございます。また、出現率ということで考えてまいりますと、その1,360名の中から精神疾患の出現率を計算いたしますと、0.51%という形になってございます。全国的な調査が、ちょっと古いものでございますけれども、平成21年度の調査では0.6とか0.62%という形になってございますので、全国的な平均から見てもそれほど大きな変化はないと捉えているところでございます。

以上でございます。

**吉田教育長** 本採用の県費負担教職員というふうに考えていいのですか。

**野口学務課長** 県費負担教職員という考え方で、教職員定数プラス加配教員の定数の中でという形でございます。

**住田委員長** いかがですか。よろしいですか。

[発言する者なし]

**住田委員長** それでは、続きまして、越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱の一部を改正する告示について、教育長のご説明を求めます。

**吉田教育長** 教育総務課長。

**鈴木教育総務課長** それでは、越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱の一部を改正する告示についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の39ページをお開きください。越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月13日、越谷市長。

次に、会議要項の40ページをお開きください。「越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱の一部を改正する告示」、越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。

第3条中「次に掲げるとおり」を「企画費、普及啓発費等社会教育団体が実施する事業に要する経費」に改め、同条各号を削る。

第6条中「平成8年度」を「平成26年度」に、「5年」を「3年」に改める。

なお、資料2として、改正部分に係る新旧対照表をお配りいたしましたので、後ほどご参照いただきたいと存じます。

改正の理由ですが、平成23年10月に行われた、越谷市の補助金等評価基準の改正により、補助金等が運営費補助に該当する場合は、原則として平成25年度末をもって廃止することが示されました。これに伴い社会教育関係団体の補助金等の内容について改めて見直しを行い、検討した結果、平成26年度から全ての補助金等を事業費に対する補助としましたため、運営費補助に関する記述を削除したものです。また、補助金の見直し時期につきましても、同評価基準に合わせて平成26年度を初年度として5年ごとから3年ごとに実施するよう改正するものでございます。

なお、この告示は、平成26年4月1日から施行いたします。

報告につきましては以上でございます。

**住田委員長** ただいまの事務局のご説明に対しましてご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

**住田委員長** ないようですので、この件については以上といたします。

他に何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

**住田委員長** 他になければ、以上といたします。

それでは、続きまして4月の定例教育委員会会議の日程でございますが、いかがいたしましょうか。

〔委員長に一任〕と答える者あり〕

**住田委員長** それでは、次回の教育委員会会議は4月の24日木曜日午後3時から、教育委員会室で

開催したいと存じます。

---

◎閉会の宣告

**住田委員長** それでは、以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午前11時05分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

平成26年3月27日

委員長 住田 俊

委員 櫻田 玲子

委員 堀川 智子

委員 進藤 秀子

委員 吉田 茂  
(教育長)

書記 教育総務課副主幹 渋谷 博之